

境港市建設工事低入札価格調査制度試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、境港市が発注する建設工事に係る入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「令」という。）第167条の10第1項の規定により落札者を決定するための調査を行う制度（以下「低入札価格調査制度」という。）を導入するに当たり、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 前条の調査をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を行う基準となる価格をいう。
- (3) 低価格入札 調査基準価格を下回る価格での入札をいう。
- (4) 低価格入札者 低価格入札を行った者をいう。
- (5) 失格基準 低入札価格調査において失格と判断する基準をいう。
- (6) 失格基準価格 低入札価格調査において下回った場合に失格と判断する価格をいう。

(対象工事)

第3条 低入札価格調査制度は、境港市が発注する建設工事条件付一般競争入札（総合評価方式）に付するすべてのものについて実施するものとする。

(調査基準価格)

第4条 市長は、低入札価格調査制度を実施するときは、あらかじめ、当該建設工事の調査基準価格及び失格基準価格調書（様式第1号及び様式第2号）を作成し、当該工事に係る予定価格調書に記載するものとする。

- 2 調査基準価格は、予定価格の算定基礎となった設計金額のうち、次の表の区分により算出した額（算出された額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とし、入札書比較価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は入札書比較価格に3分の2を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

区分	調査基準価格の算定式
土木一式	(直接工事費×10/10+共通仮設費×10/10+現場管理費×9/10+一般管理費×5.5/10)
建築一式	(直接工事費相当額 ^{※1} ×10/10+共通仮設費×10/10+現場管理費相当額 ^{※2} ×8/10+一般管理費×5.5/10)

※1 直接工事費相当額＝直接工事費－（直接工事費×0.1）

※2 現場管理費相当額＝現場管理費＋（直接工事費×0.1）

3 市長は、前2項の規定により調査基準価格を設定することが困難であると認めるときは、これらの規定によらないで工事の予定価格の3分の2以上でかつ、予定価格の10分の9.2以下において調査基準価格を設定することができる。

（失格基準価格）

第5条 失格基準価格は、前条の規定に基づき算出した調査基準価格（前条第3項においては、消費税及び地方消費税を差し引いた額）に100分の99を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

（最低制限価格の適用除外）

第6条 市長は、低入札価格調査制度を実施する入札については、令第167条の10第2項の最低制限価格を設けないものとする。

（入札に参加しようとする者への周知）

第7条 市長は、低入札価格調査制度を実施する入札に係る公告には、次の事項を記載し、当該入札に参加しようとする者に周知するものとする。

- （1）低入札価格調査制度の対象工事であること。
- （2）低価格入札者は、境港市建設工事条件付一般競争入札（総合評価方式）試行要領（平成27年10月1日施行。以下「総合評価入札要領」という。）に定める評価点数の最も高い入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- （3）低価格入札者のうち、総合評価入札要領に定める低入札価格調査同意確認書において同意している者は事後の調査等に協力すべきこと。
- （4）失格基準価格を下回った入札者は失格すること。

（入札の執行）

第8条 入札の結果、低価格入札者であり、前条第3号に定める調査同意書で同意している者が落札予定者になりうる場合に、入札執行者は、入札者に対して落札決定の保留を宣言するとともに、低入札価格調査に入ることを告げて入札を終了するものとする。

（境港市低入札価格調査委員会）

第9条 低入札価格調査を適正に行うため、境港市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、副市長を会長として、建設部の建設業者指名審査委員をもって組織する。
- 3 委員会に、あらかじめ会長が指名する会長代理者を置くことができる。
- 4 委員会の事務局は、建設部管理課に置くものとする。

（低入札価格調査の対象者）

第10条 低入札価格調査の対象者（以下、「対象者」という。）は次の各号を全て満たしているものとする。

- （1）低価格入札者であり、失格基準価格未満の入札者でないこと。
- （2）低入札価格調査同意確認書により同意していること。

(3) 当該入札において落札予定者になりうる評価点数であること。

(低入札価格調査の実施)

第11条 入札執行者は低価格入札があった場合には、委員会に報告し、調査を開始するものとする。

2 対象者は、原則として開札日の翌日（日曜日、土曜日又は休日を除く。）の午後4時まで次の各号に定めた書類を提出しなければならない。提出書類の不備及び提出期限を過ぎた場合は当該低価格入札者を失格と判断し、その旨を委員会に報告するものとする。

(1) 入札額理由書

(2) 積算資料等必要な書類

3 入札執行者は、対象者のうち評価点数の最も高い者から順次工事費内訳書及び前項各号の提出書類について設計金額の内訳と比較し、次の項目に留意しながら低価格入札の理由を明らかにするものとする。

(1) 契約対象工事現場付近における手持工事の状況（別途近接工事の間接費等の調整の有無に留意すること。）

(2) 契約対象工事に関連する手持工事の状況（別途近接工事の間接費等の調整の有無に留意すること。）

(3) その他の手持工事

(4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所及び倉庫との関連（地理的条件）

(5) 手持資材の状況

(6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

(7) 手持機械数の状況

(8) 労務者の具体的供給見通し

(9) 経営内容

(10) その他工事の特殊性等により必要と認められる事項

4 入札執行者は、必要に応じて、対象者について、次の内容を調査するものとする。

(1) 取引金融機関及び保証会社等への照会による経営状況

(2) 建設業法違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払状況

(3) 境港市において過去2年間に発注した工事のうち、当該対象者が施工した工事に係る状況等

(4) その他必要事項

5 入札執行者は、前2項の規定による調査終了後、低入札価格調査表（様式第3号）を添えて委員会に提出するものとする。

(委員会の審議等)

第12条 委員会は、前条第5項の規定による低入札価格調査表の提出があったときは、低価格入札者の入札価格によって設計図書の内容に適合した履行がなされるか又は、その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であるかどうか

かを審議し、その結果を取りまとめて市長に報告するものとする。

(落札者の決定)

第13条 市長は、前条の規定による調査結果に基づき落札予定者を決定するものとし、入札執行者は、入札者に対して総合評価入札要領第9条に定める評価結果書により結果を通知するものとする。

(監督体制の強化等)

第14条 工事主管課長は、低価格入札者を落札者と決定した場合は、次の措置をとるものとする。

(1) 施工体制台帳の内容の聴取

施工体制台帳の提出に際し、必要に応じて、請負者の代表者等からその内容の聴取を行う。

(2) 施工計画書の内容の聴取

施工計画書の提出に際し、必要に応じて、請負者の代表者等からその内容の聴取を行う

(3) 重点的な監督業務の実施

工事主管課長は、次に掲げる事項に留意し、監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するものとする。

ア 検査等に当たっては、立ち会うことを原則として入念に行うこと。

イ 提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工がされているかどうか

の確認を行い、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に徴取すること。

ウ 当該工事の工期中に抜き打ち検査を行うことができること。

(4) 施工体制の強化

当該工事に配置する技術者等について、当該工事の入札公告に定められた基準により選任された者と同じ条件を満たした者を1名追加配置させるものとする。ただし、追加配置する技術者等については、当該工事の現場代理人との兼務は認めず、かつ、当該工事は総合評価入札要領別表に定める技術者成績の対象としないものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めのない事項については、境港市建設工事執行規則（平成24年境港市規則第12号）及び総合評価入札要領の定めるところによる。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行し、平成30年5月25日以後に起工の決定がなされる対象工事から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行期日以降に起工の決定がなされる建設工事から適用し、同日前に起工の決

定がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行期日以降に起工の決定がなされる建設工事から適用し、同日前に起工の決定がなされたものについては、なお従前の例による。

調査基準価格及び失格基準価格調書

工 事 名 : _____

価格決定権者職氏名 : _____ (印)

		調査基準価格算定	
経費区分	設計金額	算定割合	算定額
直接工事費		10/10	
共通仮設費		10/10	
現場管理費		9/10	
一般管理費		5.5/10	
算定額の合計額 : A			円

区 分	金 額	
入札書比較価格 B	円	
Bの額に10分の9.2の額 C	円	
Bの額に3分の2の額 D	円	
調査基準価格及び失格基準価格 (税抜き)	調査基準価格 円 E1	失格基準価格 円 E2
調査基準価格及び失格基準価格 (税込み)	調査基準価格 円 F1	失格基準価格 円 F2

- 注1) 調査基準価格及び失格基準価格の算定途中で円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。
 注2) A、C、Dは、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。
 注3) E1は、A又はCの値で小さい額と、Dの値を比較し、大きい額を記載する。
 注4) E2は、E1に100分の99を乗じて得た額(千円未満切捨て)を記載する。
 注5) F1は、Eに100分の110を乗じて得た額を記載する。
 注6) 予定価格調書の「調査基準価格」の下段の欄はE1の額を記載し、上段の欄はF1の額を記載する。
 注7) 予定価格調書の「失格基準価格」の下段の欄はE2の額を記載し、上段の欄はF2の額を記載する。

調査基準価格及び失格基準価格調書

工 事 名 : _____

価格決定権者職氏名 : _____ (印)

		調査基準価格算定	
経費区分	設計金額	算定割合	算定額
直接工事費相当額		10/10	
共通仮設費		10/10	
現場管理費相当額		8/10	
一般管理費		5.5/10	
算定額の合計額 : A			円

区 分	金 額	
入札書比較価格 B	円	
Bの額に10分の9.2の額 C	円	
Bの額に3分の2の額 D	円	
調査基準価格及び失格基準価格 (税抜き)	調査基準価格 円 E1	失格基準価格 円 E2
調査基準価格及び失格基準価格 (税込み)	調査基準価格 円 F1	失格基準価格 円 F2

- 注1) 直接工事費相当額とは、直接工事費に100分の10を乗じて得た額を直接工事費から差し引いて得た額とし、現場管理費相当額とは、直接工事費に100分の10を乗じて得た額と現場管理費の合計額。
- 注2) 調査基準価格及び失格基準価格の算定途中で円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。
- 注3) A、C、Dは、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。
- 注4) E1は、A又はCの値で小さい額と、Dの値を比較し、大きい額を記載する。
- 注5) E2は、E1に100分の99を乗じて得た額(千円未満切捨て)を記載する。
- 注6) Fは、Eに100分の110を乗じて得た額を記載する。
- 注7) 予定価格調書の「調査基準価格」の下段の欄はE1の額を記載し、上段の欄はF1の額を記載する。
- 注8) 予定価格調書の「失格基準価格」の下段の欄はE2の額を記載し、上段の欄はF2の額を記載する。